

ICキャッシュカード特約

1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. ICカードの利用

- (1) ICカードは次の場合に利用することができます。
 - ①当金庫所定のICカードが利用できる預金機(以下「ICカード対応預金機」といいます。)を使用して預金の預入れをする場合
 - ②当金庫所定のICカードが利用できる支払機(以下「ICカード対応支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③当金庫所定のICカードが利用できる振込機(以下「ICカード対応振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) 当金庫カード規定の定めにかかわらず、ICカードはICカード対応預金機、ICカード対応支払機およびICカード対応振込機以外の預金機、支払機および振込機ではICチップ提供サービスを利用できません。

3. ICカードの発行時における手数料の取扱い

新規発行、再発行、変更で、ICカードを発行する際には、当金庫が別にお知らせした手数料をいただきます。

4. ICカード対応預金機等の故障時の取扱い

ICカード対応預金機等の故障時には、ICチップ提供サービスを利用することはできません。

5. ICチップ故障時の取扱い等

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応預金機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供サービスは利用することはできません。この場合、当金庫所定の方法により、すみやかに当金庫にICカードの再発行をお申出ください。この場合、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応預金機等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。

6. 規定の変更等

- (1) 本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上